

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！
- ★ シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。**

シールの使い方

1

お持ちの**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。

※ 運転経歴証明書やマイナンバーカードには貼らないでください。

2

バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

＜マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所＞



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。

運転経歴証明書交付済 12345678
都道府県公安委員会

みほん

番号 花子

このシールをマイナンバーカードと一緒に提示することで、運転経歴証明書が交付済であることが証明できます。このシールは署名がある本人のみが利用できます。

注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は見分けがつかなくなったときは、再交付を受けることができます。その際はシールの交付窓口にご相談ください。
- サービスによっては運転経歴証明書本体又は運転免許取消通知書が必要な場合もありますので、各サービスの提供要件をご確認ください。

警察庁
宮城県警察

お問合せ先：運転免許センター（電話番号：022-373-3601）

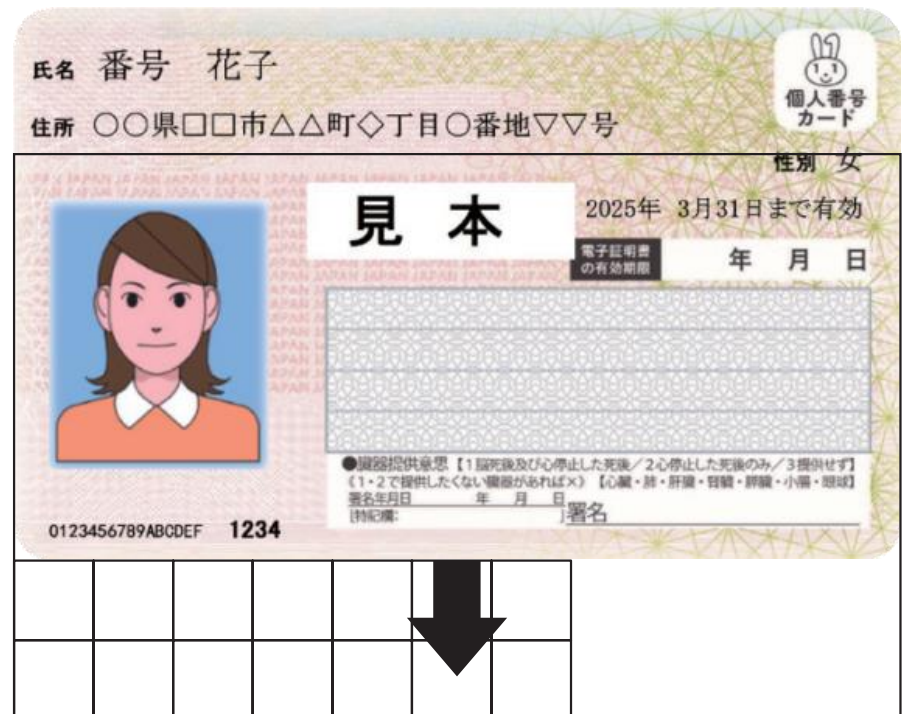
「運転経歴証明書交付済シール」の貼付方法について

1.

マイナンバーカードをカードケースに入れます。

【注意】

マイナンバーカードに直接貼らないこと



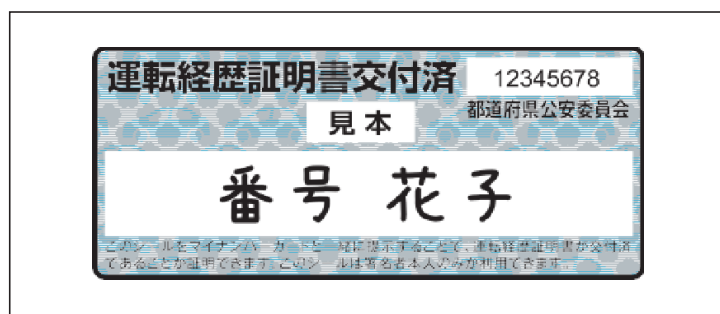
2.

カードケース裏面の右図破線部分へ貼り付けます。

【注意】

シールの接着面に触らないこと。ケースのホコリや油分、手垢などの汚れを拭き取ってから貼付すること

一度貼ると、剥がせません。
貼り位置がずれないようにご注意ください。



マス目が2列の場合
マス目より上に貼る



マス目が3列の場合
2列目より上に貼る

3.

貼付後、シールを上からしっかりと押して圧着してください。

